(目的)

第 一条 この法律は、 米穀、 麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、 我が国における生産条件

と外 国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の 減少が その 農業経

営に及ぼ す影響を緩 和するための 交付金を交付する措置を講ずることにより、 その農業経営 の安定を図り

もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律にお いて 「対象農産物」 とは、 米穀、 麦、 大豆、てん菜、でん粉の製造 の用 に供するばれ

1 よその 他 \mathcal{O} 農産物であって、 次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの

前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2 この 法 律に お いて 「対象農業者」 とは、 次に掲げる要件に該当する者をいう。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業 経営基語 盤 強 化促進法 (昭 和 五. 十五年法律第六十五号) 第十二条の二第一項に 規定する認定農業

者であって、 その 耕作の業務の規模が対象農産物 の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水

産省令で定める基準に適合するもの

口 農業 経 性営基盤: 強 |化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を

行う組織 織 (地 域 12 おける農地 \mathcal{O} 利用 \mathcal{O} 集積を確実に行うと見込まれること、 農地 法 (昭 和 <u>一</u> 十 七 年法

律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人となることが確実であると見込まれること

その他 の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、 法人を除く。)であって、 その耕作 の業務

 \mathcal{O} 規 模 が 対象農産 物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準 に適合す

るもの

環境と調 和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

三 その耕: 作 の業務 の対象となる農地 のうちに、 現に耕作の 目的 に供されておらず、 かつ、 引き続き耕作

 \mathcal{O} 目 的 に供されない と見込まれる農地として農林 水産省令で定めるものがないこと。

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第三条 政 府 は、 毎 年 度、 予 算 0 範 囲 内 に お 1 て、 特定 対象農産 物 **(対** 7.象農· 産 物 のうち、 我 が 玉 に お ける標

準 的 な生産 費 (が標準: 的な販売 価格を超えると認められるものとして政令で定めるも のをいう。 以 下 同じ。

 \mathcal{O} 我が 国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、 対象農業者

に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

当該 年 度 \mathcal{O} 前 年 度 以 前 \mathcal{O} 農林 水 産 省令で定 め る期 間 に お ける 対象農業者 0 特定対 象農産: 物 \mathcal{O} 期 間 平均

生 産 面 積 (当該期間にお けるその者の特定対象農産物 0 生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところ

に ょ り生 産 面積に換算したものを基準として、 農林水産省令で定めるところにより算出 した面 積をいう

。以下同じ。)に応じて交付する交付金

当 該. 年 度に お 7 7 対象農業者 が 生産 L) た 特: 定 対 象農 産 物 \mathcal{O} 品質及び 生産 量 に 応じて交付する交付金

2 前 項第一 号の交付 金の金額 は、 対象農業者ごとに、 特定対象農産物に つい 7 \mathcal{O} 種 類 别 \mathcal{O} 面 積 当た ŋ の単

価 (以 下 面 積単 価 という。 に、 その者 の当該特 定対 象農産: 物 \mathcal{O} 種 類 別 \mathcal{O} 期 間 平 均 生産 面 積をそれぞ

れ乗じて得た金額を合算した金額とする。

3 面 積 単 価 は、 農林 水産大臣 が、 対象農業者が生産した特定対象農産物 の種 類別の標準 的な生産 費、 販売

価 格 及び単 位 面 「積当た り Ó 収 穫量を考慮 して定めるも のとする。

4 第一 項第二号の交付金の金 一額は、 対象農業者ごとに、 特定対象農産物に つい てのご 種 類別及び農林 水産省

令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。 別 \mathcal{O} 数量当たりの単価 (以 下 「数量単 価 とい . う。

に、 その 者 \mathcal{O} 当該 年 一度に お ける当該 特 定 対象 農 産 物 0 品 質 区 · 分別 0 生産 量として農林水産省令で定める

ものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

5 数 **企量**単 価 は、 農林 水産大臣が、 対象農業者が生産した特定対象農産物の種 類別の標準的な生産費、 販売

価 格 及び単 位 面積当たりの収 穫量 |並びに特定対象農産物 0 種 類別 及び品質区分別の需要及び供給 \mathcal{O} 動 向 を

考慮して定めるものとする。

6 農 林 水 産 大 臣 は、 面 積単 価 又は 数量単 価 (以 下 一面 積単. -価等」 という。 を定めるに当た って は、 第

項 各号の交付 金の交付により特定 対象農 産 物 の生 産に要する標準的 な費用 0 額と特定対象農産 物 \mathcal{O} 販 売に

ょ る標準 的 な収 入の 額との 差額 \mathcal{O} 補 てん を図ることを旨としなけ ればならない。

7 農 林 水 産 大臣 は、 面 積単 価 等を定めようとするときは、 食料 農業 農 村 政 策審議会の意見を聴 か なけ

ればならない。

収入の減 少 が農業経営に及ぼ す影響を緩和するための交付 金の交付)

第四条 政府は、 毎年度、 予 算 の範囲内において、 当該年 度の前年度における対象農産物に係る収入の額と

7 農林水 産省令で定めるところに より 対象農業者ごとに算出 L た額 (以 下 「前年度収 入額」 という。

が、 対 象農 産 物 に係 る 標準 的 な収 入の 額として農林水産省令で定めるところにより 対 象農業者ごとに算出

L た 類 (以 下 「標準: 的収入額」という。) を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼ

す影 影響を緩 和 するため、 対象農業者 (収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩 和するための積立金で あ 0

てその額 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 事 項 が 農 林 :水産省 令で定める基準 に適合するも \mathcal{O} を積み立ててい 、るも 0 に限 る。 に 対

し、交付金を交付するものとする。

2 前 項 の交付 金の金額は、 対象農業者ごとに、 標準的収入額と前年度収入額との差額、 当該差額の 発生が

その農業経営に及ぼ す影響及び収入の減 少に備えて行わ れる取り 組 の状況を考慮して農林水産省令で定める

ところにより算定した金額とする。

3 農林 水産大臣 は、 前項の農林水産省令を制定し、 又は改正しようとするときは、 食料 農業 農村政策

審議会の意見を聴かなければならない。

(交付金の交付の申請等)

第五条 第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、 農林水産省令で定めると

ころにより、 農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

2 前項に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほか、 第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、

農林

水産省令で定める。

(交付金の返還)

第六条 偽 ŋ その他 不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一 項の交付金の交付を受けた者がある

ときは、 農林 水産大臣は、 その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一 部の返還を命ずることが

できる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、 農林水産大臣は、 期限を指定し

てこれを督促しなければならない。

3 前 :項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納

付 ľ な いときは 農林水産 大臣 は、 玉 税 滞納処分 \mathcal{O} 例によりこれを処分することができる。

4 前 項 \mathcal{O} 規定による徴収金 の先取特権 \mathcal{O} 順位は、 玉 税及び地方税に次ぐものとする。

(報告及び検査)

第七 · 条 農林 水産大臣 は、 この 法律 の施行 に必要な限度において、 第三条第一項各号若しくは第四 条第 一項

 \mathcal{O} 交付 金 0) 交付を受け、 若しくは受けようとする者若しくはこれらの 者 か らその生産 し) た 農 産 物 \mathcal{O} 加 工 若

しく は販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、 必 要な事項 0 報告を求め、 又は

その 職員に、 これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、 帳簿その他の物件を検査させることができ

る。

2 前 項 \mathcal{O} 規定により 職員が立入検査をする場合には、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係人に提示しな

ければならない。

3 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による立入検査 の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、 三

年 以下 の懲役又は 百 |万円以| 下の 罰 金 に処する。 ただし、 刑法 (明治四 十年法律第四十五 号) に正 条が ある

ときは、刑法による。

第九条 第七条第一項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒

み、 妨げ、 若しくは忌避した者は、 三十万円以下 · の 罰 金 12 処する。

第十

条

法人

(法

人でな

ζ,

寸

体

で代表者又

んは管理

理

人

 \mathcal{O}

定

8

 \mathcal{O}

あるも

O

を含む。

以下この

項にお

いて同

0 代 表者又は法人若しくは人の代理人、 使用· 人その 他の従業者が、 その法・ 人又は人の業務に関して、 前二

条 \mathcal{O} 違 反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その法人又は 人に対しても、 各本 条の罰 金刑を科する。

2 法 人でない 寸 体に つい 、 て 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 0) 適 用 が ある場 合 に は、 そ \mathcal{O} 代表者又は管理 人が、 そ \mathcal{O} 訴 訟 行 為に

き法・ 人でな V 団体を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合 \mathcal{O} 刑事 訴 訟 に関する法律 \mathcal{O} 規定

を準用する。

附則

(施行期日)

第 条 この 法律 は、 平成十. 九年四月一日から施行する。 ただし、 次条並びに附則第三条及び第七条の規定

は、 公 布 0 日から施 行し、 第四条第 項の規定は、 平成十九年度以後の対象農産物に係る収入について適

用する。

(面積単価等に関する経過措置)

第二条 農林 水産大臣は、 この法律の施行前においても、 第三条第三項及び第五項から第八項までの規定の

例により、面積単価等を定め、これを告示することができる。

前項の規定により定められた面積単価等は、この法律の施行の日において第三条第三項又は第五項の規

定により定められたものとみなす。

2

(施行のために必要な準備)

第三条 農林 水産大臣 は、 第四条第二項 の農林水産省令を制定しようとするときは、 この法律の施行前にお

いても、 食料 農業 ・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

(大豆交付金暫定措置法の廃止)

第四条 大豆交付金暫定措置法 (昭和三十六年法律第二百一号) は、 廃止する。

(大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う経過措置

第五 条 平成十八年 以 前 の生産に係る大豆に係る前 条の規定による廃 止 前 の大豆交付 金暫定措置法 \mathcal{O} 規定に

よる交付金 (次条において 「大豆交付金」という。)の交付については、 なお従前の例による。

(大豆交付金暫定措置法の廃止に伴う罰則に関する経過措置)

第六条 附 則 第四 条 \mathcal{O} 規定の 施 行前にした行為及び 前条 \bigcirc 規定によりなお従前 の例によることとされる大豆

交付 金 の交付に係 る 附則第四 条の 規 定の 施行後にした行為に対する罰則 の適用については、 なお従前 \mathcal{O} 例

による。

(政令への委任)

第七条 こ の 附則に規定するも (T) 0 ほ か、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定める。

(農 林 水産 省 設置法 (T) 部改 更

第八条 農林 水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中 「第十四号」 の 下 に 第二十五号 (農業 の担 į, 手に対す る経営安定のため

の交付金の交付に関する法律 (平成十八年法律第

号) の規定による交付金の交付に係るものに限る

を加える。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第九条 食料· 農業・ 農村基本法 (平成十一年法律第百六号) の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成十二年法律第百十六号)

を「、 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成十二年法律第百十六号) 及び農業の 担 い 手

に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 (平成十八年法律第 号) に改める。